

小機能・口機能の再編および
新設された歯リハ3

料（小機能）口腔機能管理料（口機能）の再編と、今回新設された歯科口腔リハビリテーション3（歯リハ3）について詳しく解説していきます。

今回の改定では小機能、口機能ともに算定要件が「管理計画に基づく口腔機能の管理をした場合」と変更され60点に減算されました。一方で口腔機能に係る療養上の指導と訓練を実施した場合には、今回の改定で新設された歯リハ3・50点を月2回に限り算定します。また、

歯科衛生実地指導の際に口腔機能の発達不全または口腔機能の低下が生じている患者に口腔機能に係る指導を併せて実施すれば、実地指に口腔機能

指導加算10点が算定できます（表1）。小機能、口機能については口管強の届出医療機関は50点を加算できます。また歯リハ

3は歯リハ1（義歯など）と併算定も可能です。注意すべき点としては、歯リハ3と実地歯の口腔機能指導加算は併算定でき

改定前	改定後
小機能（月1回） 100点	小機能（月1回）※1 60点
	歯リハ3（1）（月2回）※2 50点
	実地指の口腔機能指導加算 +10点

改定前	改定後
口機能（月1回） 100点	口機能（月1回）※3 60点
	歯リハ3（2）（月2回）※4 50点
	実地指の口腔機能指導加算 +10点

- ※1 口管強の届出医療機関は口管強50点を加算
 ※2 歯リハ3（1）または（2）と加算+10点はそれぞれ別の指導・訓練内容が必要
 ※3 口管強の届出医療機関は口管強50点を加算
 ※4 歯リハ1（義歯など）と歯リハ3は併算定できる

表2 口腔機能発達不全症・口腔機能低下症とリハビリとの関係（※は変更点）

病名	医学管理料など※1	リハビリ	所定点数	算定単位
口腔機能発達不全症	小機能または歯在管	歯リハ3（1）	50	月2回
	小訪問口腔リハ（口腔疾患を含む）		600	月4回
口腔機能低下症	口機能または歯在管	歯リハ3（2）	50	月2回
	舌接触補助床の装着患者	歯リハ1（2）	194	月4回
	訪問口腔リハ（歯周治療を含む）		400,500,600	月4回

※1 歯管または特疾管のみは歯リハ3算定不可。舌接触補助床は舌圧検査が必須。

表3 口腔機能に関連する検査（※は変更点）

検査名	所定点数	算定単位
小口唇	100	3月1回
舌圧※2	140	3月1回
咀嚼能力1	140	3月1回
咬合圧1	130	3月1回
口菌検2	65	3月1回

※2 舌接触補助床は月2回

るものの、指導・訓練の方法としては別内容のもの

のが必要になりますので留意してください。
 口腔機能発達不全症・口腔機能低下症とリハビリとの関係（表2）、口腔機能に関連する検査（表3）を掲載しています。ご参照ください。
 （吉原右記）